

新潟市働きやすい職場づくり推進企業表彰要綱

新潟市ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰要綱（平成２８年９月１日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 新潟市は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性活躍の推進をはじめ、誰もが働きやすい職場環境整備に積極的に取り組む企業を表彰するものとし、その取組内容を広く周知することにより、職場環境整備の促進及び働きやすい職場づくりに対する意識の醸成を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において、企業とは、次に掲げる者をいう。

- （１） 新潟市中小企業振興基本条例（平成２６年新潟市条例第５５号）第２条第１項に規定する中小企業者
- （２） 社会福祉法人、社団法人、財団法人、協同組合、特定非営利活動法人その他の法人格を有する団体で、当該団体の事業又は当該団体の事業に従事する社員等の数が中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者におおむね該当するもの

（表彰の対象）

第３条 表彰の対象は、次に掲げる要件の全てを満たす企業とする。

- （１） 企業における働きやすい職場づくりの推進を目的として、別表に掲げる取組のいずれかを行っていること。
- （２） 表彰を受けようとする年度の４月１日現在において、１年以上新潟市に所在していること。
- （３） 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 過去３年間に於いて重大な労働関係法令違反がある企業

イ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成２４年新潟市条例第６１条）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員（同条第３号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している企業

２ 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定により既に表彰を受けた企業については、重ねて対象としない。ただし、取組内容が異なる場合は、この限りでない。

（表彰の方法等）

第4条 表彰は、毎年度1回、表彰状を授与することにより行うものとする。

2 市長は、表彰を受けた働きやすい職場づくり推進企業の名称、取組の内容等を公表するものとする。

(表彰の名称等)

第5条 表彰の名称は、新潟市働きやすい職場づくり推進賞とし、働きやすい職場づくりの推進に積極的に取り組んでいる企業のうち、特に先駆的・特徴的な取組を行っており、他の企業の模範となり、広く周知されるべき企業に対して表彰を行うものとする。

(表彰する企業の決定)

第6条 市長は、第8条第1項の規定による応募を受けたときは、企業について第9条に規定する選考委員会の提言を受けて表彰する企業を決定するものとする。

(表彰の取消)

第7条 市長は、応募内容に虚偽がある又は応募内容と実際の取組内容に著しく隔たりがあると判断する場合に、一度表彰された企業の表彰を取り消すことができる。

(応募の方法)

第8条 この要綱による表彰に応募しようとする者は、働きやすい職場づくり推進企業応募書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の応募者に対して、必要に応じて聞き取り調査や調査票の提出を求めることができるものとする。

(選考委員会)

第9条 市長は、表彰する企業について提言を受けるため、新潟市働きやすい職場づくり推進企業選考委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

2 委員会の委員は、第1号から第3号までに掲げる者のうちから市長が依頼するほか、第4号及び第5号に掲げる職にある者がその所属職員のうちから指名する者をもって充てる。

(1) 労働団体を代表する者

(2) 経済団体を代表する者

(3) 有識者

(4) 市民生活部男女共同参画課長

(5) 経済部雇用・新潟暮らし推進課長

3 委員会には委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 4 委員長は、会議の進行を行う。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の会議は、必要に応じ市長が招集する。
- 7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、経済部雇用・新潟暮らし推進課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、働きやすい職場づくり推進企業の表彰及び委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の新潟市ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰要綱第3条第1項の規定によりされた表彰は、改正後の新潟市働きやすい職場づくり推進企業表彰要綱第4条第1項の規定によりされた表彰とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和５年９月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和７年９月１日から施行する。

別表（第3条関係）

1	所定外労働の削減のための取組
2	年次有給休暇の取得促進のための取組
3	時間や場所にとらわれない柔軟な働き方
4	子育てや介護と仕事との両立のための取組
5	女性の活躍推進のための取組
6	高齢者の活躍促進のための取組
7	障がい者の活躍促進のための取組
8	若年者の雇用促進のための取組
9	健康づくりの推進のための取組
10	働き方改革に関連する各種制度取得への取組（認定、登録、表彰等）
11	治療と仕事の両立のための取組
12	その他働きやすい職場づくりを推進するための独自の取組
13	働きがいをもてるための取組（人材定着・育成、コミュニケーション円滑化等）